京都3Rカウンセラー認証要領

(目的)

第1条 排出事業者における産業廃棄物の3R (Reduce[排出抑制]、Reuse[再使用]、Recycle[再生利用])の取組を進める上で、産業廃棄物の処理を行う産業廃棄物処理業者 (以下「処理業者」という。)は、非常に重要な役割を担っている。

排出事業者と処理業者が一体となって3Rの取組を進めるには、排出事業者に対して3Rの提案ができる知識・能力をもった人材が必要となる。現在、そのような知識等を有し、活躍している人材を認証する、京都3Rカウンセラー認証制度(以下「カウンセラー認証制度」という。)を設け、同様の取組がその他の処理業者にも拡大し、ひいては府内全体における排出事業者の3Rの取組が進むことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。

(1) 京都3Rカウンセラー	京都府知事がカウンセラー認証制度に基づき認証した、排
	出事業者に対して3Rの提案ができる知識・能力を有する
	者をいう。
(2) 処理業者	京都府知事から(特別管理)産業廃棄物処理業許可を受け
	た事業者をいう。
(3) 3 R・低炭素社会検定	3 R・低炭素社会検定実行委員会が実施する検定をいう。
(4) 産業廃棄物処理検定	公益社団法人全国資源循環連合会が実施する検定をいう。

(役割)

第3条 京都3Rカウンセラーは、排出事業者に対して、積極的かつ適切に提案等を行い、 排出事業者の3Rが進むように努めなければならない。

(認証)

- 第4条 京都3Rカウンセラーの認証を受けようとする者は、京都3Rカウンセラー認証 申請書(別記第1号様式)に京都府知事(以下「知事」という。)が指定する添付書類を 添えて知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項に規定する申請があった場合において、その申請の内容が次の各号に掲 げる基準に適合していると認めるときは、京都3Rカウンセラーの認証を行うものとす る。
- (1) 次のいずれかに該当すること
 - ア 京都府が実施する産業廃棄物に関する講習会等を修了していること。

- イ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会を修了していること。
- り 3R・低炭素社会検定の資格を有していること。
- エ 産業廃棄物処理検定の資格を有していること。
- (2) 過去に排出事業者に対して3Rに関する提案を行った実績を有すること。
- (3) 申請者の氏名について、府が運営するホームページ等を通じて府民に情報提供することに同意していること。
- (4) 第9条第3項の規定により認証を取り消された者でないこと。
- (5) 京都府暴力団排除条例(平成 22 年京都府条例第 23 号)第2条第4号に掲げる暴力団 員等(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (6) 3Rの提案に当たり、申請者が属さない処理業者を処理委託先として紹介する場合は、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び関係法令に基づき必要な許可を取得している処理業者に限ることを誓約していること。
- (7) 公平な視点から排出事業者に対して3Rの提案を行うことを誓約していること。
- (8) 関係法令を遵守することを誓約していること。
- 3 知事は、前項の認証をしたときは、当該申請者に対して京都3Rカウンセラーとして 認証を受けたことを証する京都3Rカウンセラー認証書(別記第2号様式)を交付する。
- 4 京都3Rカウンセラーは、京都3Rカウンセラー認証書を亡失し、又は滅失したときは、知事に、京都3Rカウンセラー認証書再交付申請書(別記第3号様式)を提出し、京都3Rカウンセラー認証書の再交付を受けることができる。

(認証の有効期間)

第5条 京都3Rカウンセラーの認証の有効期間は、前条第2項の認証を受けた日から該 当日が属する年度の翌年度末までとする。

(変更等)

第6条 京都3Rカウンセラーは、第4条第1項の申請書の内容について変更が生じた場合は、京都3Rカウンセラー認証変更届出書(別記第4号様式)により当該変更に係る 事項について遅滞なく知事に届け出なければならない。

(廃止)

- 第7条 京都3Rカウンセラーは、京都3Rカウンセラーとしての活動を廃止したときは、 京都3Rカウンセラー廃止届出書(別記第5号様式)により遅滞なく知事に届け出なけれ ばならない。
- 2 京都 3R カウンセラーは、前項の京都 3R カウンセラー廃止届出書を提出するときは、京都 3R カウンセラー認証書を知事に返納しなければならない。

(活動実績等報告書)

第8条 京都3Rカウンセラーは、第3条に規定する活動の内容等に係る当該年度の実施 状況について、活動実績報告書(別記第6号様式)を翌年の6月30日までに知事に提出 しなければならない。

(指導等)

- 第9条 知事は、京都3Rカウンセラーの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、必要な 支援及び指導を行う。
- 2 知事は、第6条から第8条までの規定による提出、届出若しくは返納をしない者又は 虚偽の届出若しくは提出をした者に対して、必要な措置を講じるよう求めることができ る。
- 3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、京都 3 R カウンセラーの認証を取り 消すことができる。
- (1) 第4条第1項の認証の申請に当たり、虚偽の申請その他不正の手段によって認証を受けたとき。
- (2) 京都3Rカウンセラーが第4条第1項の規定による申請の際に誓約した同条第2項第6号から第8号までの内容に違反したとき。
- (3) 京都 3 R カウンセラーが第 3 条の活動に当たり、公序良俗に反する行為を行ったと認められるとき。
- 4 知事は、前項の規定により京都 3 R カウンセラーの認証を取り消したときは、その旨を当該認証を取り消した者に対してその理由を付して書面により通知する。

(公表)

- 第 10 条 知事は、京都 3 R カウンセラーの認証を行った場合は、次に掲げる事項を、府が 運営するホームページ等において公表できるものとする。
- (1) 京都3Rカウンセラーの氏名、連絡先
- (2) 京都 3 R カウンセラーが属する処理業者の名称、事業所名及び事業所所在地
- (3) その他必要と認められる事項

附則

- 1 この要領は平成31年1月16日から施行する。
- 2 知事は、カウンセラー認証制度の実施に当たっては、その実施状況について 2 年毎に 制度の見直しを行うものとする。